関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四一〇・九〇号中「｜　二　その他のもの　二・五％」を「｜　三　その他のもの　一五％」に改める。

別表第四四一八・九一号中「｜　一　建具及び床柱　一〇％　｜　二　その他のもの　｜　(一)　建具及び床柱　無税　｜　(二)　その他のもの　三・九％」を「｜　一　セルラーバンブーパネル　無税　｜　二　その他のもの　｜　(一)　建具及び床柱　無税　｜　(二)　その他のもの　三・九％」に改める。

別表の付表第一中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二	加熱式たばこその他の非燃焼吸引用の物品		
	(1) 葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号（定義）に規定する葉たばこをいう。以下この表において同じ。）を原料の全部又は一部としたものを含有するもの（紙その他これに類する材料のもので巻いたものに限る。以下この表において「葉たばこスティック」という。）	一本につき一五円	第二四〇四・一一号の二
	(2) 葉たばこを原料の全部又は一部としたものをカプセル入りにしたもの（以下この表において「葉たばこカプセル」という。）及びたばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第八条第二項（製造たばこみなす場合）に規定する加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充塡されたもの（以下この表において「充塡グリセリン等」という。）をセットにして小売用の包装にしたもの	葉たばこカプセル一個及びこれに相当すると認められる量の充塡グリセリン等につき五〇円	第二四〇四・一一号の二
	(3) 充塡グリセリン等を小売用の包装にしたもの（葉たばこスティックとともに使用されるものに限る。）	一個につき五〇円	第二四〇四・一九号の二

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定に該当する」を加え、同条第五項中「次条第五項」を「次条第四項第二号及び第六項」に改める。

第十二条の三第二項中「前項の」の下に「規定に該当する」を加え、「第六項」を「第七項」に改め、「除く」の下に「。次項及び第四項において同じ」を加え、「金額」を「金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に、「ときは、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合（期限後特例申告書の提出又は第一項第二号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その割合から百分の五を減じた割合。以下この項において同じ。）を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する税額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する税額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する税額　百分の三十の割合

第十二条の三第八項中「第二項に」を「第二項及び第三項に」に、「、第四項」を「、第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の無申告加算税の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　その期限後特例申告書の提出若しくは第一項第二号の修正申告（その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものに限る。）又は更正決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、関税について、無申告加算税（期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告が、その申告に係る関税についての調査があつたことにより当該関税について更正決定があるべきことを予知してされたものでない場合において課されたものを除く。）又は重加算税（次条第四項第一号において「無申告加算税等」という。）を課されたことがあるとき。